

韓国では

リサイクルは 生産者の責任



韓国 3 R 事情視察報告書

はじめに

3月9日から11日までという強行軍ではありましたが、幸い現地では天候に恵まれ、思っていた以上の成果を獲得することができました。

初日の飛行機で、韓国上空に差し掛かった窓外の景色では、前週に降った大雪の残渣が至る処に垣間見えました。現地に居た間には、何やらもめているらしい程度の把握でしかありませんでしたが、日本に帰った次の日に大統領弾劾という政治劇の報を知りました。まさしくピンポイントでの、平穩な韓国視察であった所以です。

現地では、韓国資源再生公社の安所長、市民運動協議会の金事務所長、韓国ガラス瓶工業協同組合の金専務など、超多忙の皆様から大変、懇切丁寧に、ご対応戴きました。また、事前のコーディネートでは難儀していた“廃棄物の中間処理場”の施設見学は、市民運動協議会の金所長の紹介で実現できたものです。今回の韓国視察を概ね成功裏に終えることができたのは、偏にこれらの皆様の御蔭であり、改めて感謝申し上げます。

報告書として纏めるにあたり、韓国でお世話になった、これらの皆様の熱意を思い出しましたが、取り分け、市民運動協議会金所長の自身たっぷりの眼光が忘れられません。これから第二ステップを向かえることになる『容器包装リサイクル法の改正運動』に、この度の視察成果を、ぜひ活かして行きたいものです。

最後に、日本と韓国が、それぞれ優れた取り組みを学び合いながらアジアの環境先進国を目指して切磋琢磨する、本報告書がそのための一助になることを願っております。

2004年6月

びん再使用ネットワーク代表幹事
加藤好一

目 次

はじめに	1
視察概要	3
韓国資源再生公社	4
ごみ問題解決のための市民運動協議会	5
韓国ガラス瓶工業協同組合 (天安再活用工場)	6
フィールド調査編	7
参加メンバーの感想	9
資料編	
・日本韓国データ比較	18
・拡大生産者責任 (韓国資源再生公社・提供資料)	20
・関連法制度概要 (ごみ問題解決のための市民運動協議会・提供資料)	23

廃溢 3R (Reduce Reuse Recycle) 紫舛

視察概要

【視察主旨】

韓国では、2003 年 1 月、「資源の節約と再活用促進に関する法律」の改正に基づく EPR 制度が施行され、この法改正には、市民団体が大きな役割を果たしたといわれています。

このため、びん再使用ネットワークでは韓国の先進的な事例を学び、現在取り組んでいる容器包装リサイクル法の改正運動に活かして行くことを目的に韓国視察ツアーを企画しました。

【スケジュール概要】

- ・ 3 月 9 日 (火) pm 「韓国資源再生公社」訪問
- ・ 3 月 10 日 (水) am 「ごみ問題解決のための市民運動協議会」と意見交換
- ・ 3 月 10 日 (水) pm 「韓国ガラス瓶工業協同組合 (天安再活用工場)」訪問
- ・ 3 月 11 日 (木) am 「フィールド調査 (廃棄物中間処理場等見学)」実施

【韓国概要】 — 2000 年度データ —

- | | | |
|-------------|---|------------------------------------|
| ・ 総人口 | → | 4,727 万人 (日本の 37%) |
| ・ ソウル市民 | → | 1,150 万人 (国民の 1/4 在住) |
| ・ 国民一人当 GDP | → | 10,641 \$ (日本 32,859\$) |
| ・ 人口密度 | → | 473 人/km ² (OECD 内 1 位) |
| ・ 国土面積 | → | 98,480km ² (日本の 26%) |

【EPR (拡大生産者責任)】 — OECD の EPR プロジェクト中間報告 1996 より —

- ・ 拡大生産者責任とは、消費後の段階で、生産者が生産物 (より適切に言えば、生産物によって発生した廃棄物) に対して負う責任をさす。
- ・ EPR の重要な特徴は、廃棄物処理の費用負担を地方自治体及び一般的納税者 (市民) から、製造事業者、流通事業者、販売事業者及び個々の消費者の方へと転換することである。

【参加メンバー総勢 17 名】

団長:加藤好一 (生活クラブ連合会)、副団長:尾山陽子 (神奈川ゆめコープ)、
大嶋朝香 (生活クラブ神奈川)、沖倉紅児 (東京マイコープ)、荻原二美 (東京マイコープ)、草場広宣 (グリーンコープ連合)、小山利明 (グリーンコープ連合)、佐々木淳 (㈱朝日エージェンシー)、佐藤邦子 (首都圏コープ事業連合)、角田学 (生協連合会きらり)、高橋孝 (新潟県総合生協)、田巻志保子 (新潟県総合生協)、中井八千代 (容リ法改正全国ネット)、早坂悦子 (23 区南生活クラブ)、増田和美 (神奈川ゆめコープ)、山本義美 (生活クラブ連合会)、和田優子 (生活クラブ埼玉) — あいうえお順 —

韓国資源再生公社

【公社概要】

廃棄物の発生抑制とリサイクルを促進するための事業を効率的に行い、リサイクル可能な廃棄物の資源化を促進し、また環境保護に貢献することを目的に1980年に設立された公的組織。

リサイクル産業への支援、技術開発・普及、施設の設置・運営、備蓄施設運営、資源の収集・買入と供給、実態調査と流通情報の提供または取引の斡旋、対国民広報など、政府からの廃棄物処理とリサイクルに関するありとあらゆる業務をとり行っている。

【応対者】

EPR 制度運営所所長安孝基（アンヒョギ）さん他 1 名から概要説明を受け、活発な質疑を行った。

【法制度の概要】

韓国の法律→1992 年制定（1994 年施行）

「資源の節約と再活用に関する法律」

① 一回用品使用規制

店舗等での使い捨て容器やレジ袋等を対象とした使用規制（ホテルのハブラシも有料）について、大統領令を定めて実施している。

② 預置金制度

企業が予め一定費用を預け置き、自分で容器を回収処理した量に応じて預置金が返還される制度。但し、リサイクルの数値目標がないことや、実際の処理費よりも負担が安いことが問題になり廃止され、新たに EPR 制度が発足した。

③ EPR 制度

2003 年 1 月法改正施行。対象は「紙パック、びん、缶、プラスチック容器」と 5 製品含む 18 品目に EPR が適用されている。

【EPR 制度の全体像（概略）】

- ・ システムとしては、企業が直接収集を行うか、自治体が集めたものを企業が購入してリサイクルする。
- ・ 自治体収集物の購入は、（企業出資の）再活用組合が行うが、地域差があるため単価は固定ではない。（都市部は安く、農村部は高い）
- ・ 総費用 100%＝収集費 70%＋再活用処理費 30%だが、収集費の 50～60%は、買取や直接収集等により、企業負担となっている。
- ・ 現在は、自治体負担 30%、企業負担 70%だが、将来的には企業負担 100%を目指している。

【韓国資源再生公社での質疑のようす】



【主な質疑】

Q. 国民一人一日当のごみ排出量の推移はどうか？

A. 経年では増えているようだ。（←日本と同じ）

Q. 韓国のごみ政策の概要は？

A. ポイントは廃棄物の減量化にあり、EPR のように対応策を検討している。

Q. 2003 年の法改正（EPR）の効果は？

A. 2003 年度のリサイクル率は 02 年と同じだったが、2004 年度は 5%UP の目標を立てている。

Q. 実際に、EPR で製品値上げはあったか？

A. 始めは心配したが、実際には大きな影響は発生していない。

Q. EPR による負担増に対し、メーカーの反対もあったと考えるが、その対応は？

A. 『国の環境を守る』、『天然資源を大切に使う』ということを基本に説得し、企業も協力するように働きかけている。一部、小規模事業者に不満が残るが、大手は概ね納得している。

Q. EPR により、メーカーに転嫁する自治体の収集費用はどのように算出したか？

A. 実際の発生費用を算定している。

Q. リターナブルびんに対する優遇策は？

A. 流通システムがうまく回っていれば空びん保証金の方が有利であり、税制上の優遇策はない。

Q. 今後、政府が優遇策を実施することはないか？

A. EPR 制度が 2 年目であり、現時点では考えていない。今後、日本の事例を参考にする。

Q. 今後の課題は何か？

A. 再活用の制度の中心は EPR であり、社会に定着させて行くことが課題である。

ごみ問題解決のための市民運動協議会

【概要】

環境、女性、消費などの分野を中心とした韓国内の240余りのNGOや市民団体が構成される、ごみ問題解決のためのネットワーク団体。会員数は約550万人。

(Korera Zero Waste Movement Network) 1997年発足。

中央組織には、6名の常勤者と約30名のボランティアがあり、財政は会員団体会費、支援金、政府補助金で運営されている。<http://www.waste21.or.kr>。

【応対者】

KZWMN事務所長の金美化(キムミファ)さん他4名から説明を受け、相互に意見交換を行った。

【KZWMNの主な活動】

- ・ 焼却・埋立への代案運動
- ・ 容器包装ごみ削減&親環境容器普及運動
(過剰包装廃止&緩衝材にパルプモールド使用)
- ・ 政策&法制度の提案運動
(国家廃棄物計画提案、廃棄物管理法提言等)
- ・ ファーストフードのtakeoutカップに保証金(100ウォン)導入を誘導し0210自発的協定化
- ・ レジ袋補償金(50~100ウォンで消費者が購入)
- ・ びん牛乳普及運動→1社のみ自発的協約

【EPRについて】

- ・ KZWMNでは、預置金制度に変わる制度として、EPRの法制化を強力に要求した。
- ・ 『EPRは、川上の企業に、デザインや設計を配慮させるものであり、その成功には市民の認識(協力)とリサイクルのための投資が不可欠である』とコメント。

【ビデオ『使い捨てにNO!』でびん再利用ネットワークを紹介】



【ごみゼロ運動について】

- ・ 2003年からKWMN→KZWMNに変更した。
- ・ ゼロ・ウェイストは共鳴する理念であり、徳島県上勝町に注目している。
- ・ 現在、再活用の実態を市民監視することと、プラスチック容器の紙容器への転換運動を進めている。

【ホテル会議室での意見交換会のようす】



【主な質疑】

Q. 法律を作るための国へのアプローチは？

A. 国会議員や環境部と個別に協議して、政府へ圧力をかける。

Q. 市民団体の力が強いのはなぜか？

A. 70年代の民主化運動の歴史がある。大統領によって変わるということはない。

Q. 預置金制度の問題点は？

A. 預置金が実際の処理費用より安かったことと、リサイクルの目標数値がなかったことである。

Q. 預置金制度は残っているか？

A. 全面的に廃止され、品目を増やしたEPRに1本化された。廃棄物負担金制度の対象だった品目もEPRに含められたものがある。

Q. 韓国の塩ビ(PVC)はどうなっているか？

A. PVC使用規制のキャンペーンを行ってきた。PVCの再活用については市民による調査が必要と考えている。(できれば、使用禁止にすべきである)

Q. 「紙コップ」のリサイクルはうまくいっているか？

A. テイクアウトされたものの回収、リサイクルは難しい。一回用品を減らすという目的で考えている。

Q. EPRによる製品価格の値上げをどう思うか？

A. 値上げにはなっていない。市民もごみ有料回収の負担をしている。預置金制度の経過もあり、企業がEPRの処理費用を負担するのは当然である。

韓国ガラス瓶工業協同組合 (再活用工場)

【概要】

ガラス瓶再活用共済事業本部は、1962年に認可された「韓国ガラス瓶工業協同組合」の中で、特にガラス瓶の廃棄物発生を抑制し、廃ガラス瓶の再活用を支援するために2003年に設立された事業部。

1995年に認可された「廃ガラス再活用協議会」により、翌1996年には「廃棄物預置金事業団体」が韓国環境部にも承認されるなど、政府の再活用施策にも参画し、会員社の利益増進にも寄与している。
(<http://www.kgra.org>)

【応対者】

天安の再活用(リサイクル)工場を訪問し、韓国ガラス瓶工業組合の金専務から説明を受け、質疑を行った。

〔再活用工場での質疑の様子〕



【主な質疑】

Q. ガラスびんの数値的な変化はどうか？

A. ガラスびんの製造量は、ほぼ横ばいの74万tを維持しているが、PETボトルが伸張している。(リターナブルが減り、ワンウェイびんが増加して横ばい)

Q. 業界として規格統一しようという動きはあるか？

A. リターナブルびんは、専ら、ビール3社(2社が規格統一)と焼酎で使用されている。コーラやサイダーなどは、ワンウェイびん。

焼酎は、ローカルエリアの中規模メーカー(約10社)が生産しており、地域別に種類が異なるため、規格統一ができなかった。

Q. リターナブルびんの回収率は？

A. ビールは98%、焼酎で82~83%である。回収率80%以上が義務化されており、達成できなければ負担金が課せられる。

Q. びんが未回収の場合、デポジット金はどうなるのか？

A. 各メーカーの扱いとなっている。

Q. リターナブルびんの比率を高めることはしているか？

A. 積極的にはできていない。牛乳のびん化^{*)}は、KZWMNと協力したことがあるが、導入は1社に留まっている。現在は、PETボトルのビールを、びんに変えるよう政府に要求している。

*) 金専務談：韓国環境部がインターネットで調査したところ、市民は85%がびん、15%が紙が良いという結果だった。にもかかわらず(中身メーカーが“びん充填用のラインを廃棄”してしまったこともあり)、びん化はうまくいかなかった。中身メーカーでは、まだまだ、環境よりも売れるものを優先しているようだ。

Q. メーカーとしては、ワンウェイびんの方がよいのでは？

A. (韓国では)びんメーカーの協会とリサイクルの協会が一緒になって組合を作っており、長期的な視点に立って、リユースを広報している。

Q. 収集は、どのようにしているのか？

A. 直接収集したり、自治体が集めたものを購入する。購入単価は一定しない(大都市は入札だが、小規模都市は量も少ないので20ウォン/kgで購入)。これまでの経過で自治体収集も残っているが、今後は、すべて直接収集に変わってゆくだろう。

Q. EPRの費用負担は？

A. この再活用工場の建設費用は企業負担であり、ガラスびんのEPRは、企業が組合に再活用を委託(負担金23ウォン/kg)して実施されている。

Q. EPRによる製品価格の値上げは？

A. 委託金の負担は、1992年の預置金制度での負担(350ml超→3ウォン/個)とほぼ同じなので、価格値上げにはつなげていない。

Q. 今後の課題については？

A. もし、今後、100%企業負担になったとしたら、委託金の見直しを企業に要請することになる。

【韓国と日本のデータ比較(推定含む)】

	区分	ワンウェイびん	リターナブルびん
韓国	流通量(億本)*1	38.6	58.6
	構成比(%)	40%	60%
日本	流通量(万t)*2	134	112
	構成比(%)	54%	46%

*1) 韓国流通量は日本ガラスびん協会調べ。

*2) 日本の流通量は、全国地球温暖化防止活動推進センター「リターナブル化試算プロジェクト」調べによる、1998年度飲料生産量から500ml容器に換算した推定流通数に基づく。

【観光客の行かない一般市民の住宅街調査】



【再活用品置場】



集合住宅でのゴミ資源排出

【約 250 世帯分のごみ集積所①】



廃棄物中間処理場

【中間処理場へ】



【約 250 世帯分のごみ集積所②】



- ソウル市内をバスで移動。
- まわりは、高層ビルが立ち並ぶ一角に、公園がある。

【都市部公園の地下にある廃棄物中間処理場】



- 一般ごみの収集は有料なので、再活用品の混入防止のインセンティブが働く。埋め立てが多い。
- 生ごみは、バケツ1個で1棟分(約 70 世帯)あり、ごみや再活用品とは別に、一日に何度も収集される。家畜のエサだけでなく、中にはバイオマス発電も進められている。

【地下3F構造図】



- 地下1Fで再活用品を分別圧縮。地下2Fに搬入した一般ごみを地下3Fで圧縮、埋立場へ搬送。
- 突然の訪問にもかかわらず、工場長から丁寧な説明を戴く。

【選別後圧縮されたPETボトル】



- 工場長の話では、『これを搬入したリサイクル工場で、もう一度選別する』とのこと。

【地下1Fの選別場】



- ガラス越しでなく、直接下りて見学することがOKに。

【人手選別（写真はホテルの回収のため異物が多いとの談）】



地元スーパー

【最後に立ち寄った地元のスーパー】



【ビール瓶へのデポジット40ウォン】



【酒売り場ではPETボトル入ビールが急伸長】



私が住んでいる神奈川県平塚市でもこの4月からプラスチックゴミの分別収集がはじまります。これまでビン、缶、紙、ペットなどの資源を除いた他は、すべて燃えるゴミとして処理されていたので、ここで私も改めて包装材の材質に関心をもって見てみると、「プラ」の表示の何と多いこと、驚かされます。

共同購入を中心にした生活をしている私でも、1週間集めてみると結構な量になります。これで現行の容器包装リサイクル法でいけば、収集・選別・保管を自治体の責任でやらなければならない。とすると・・・またまた税金が余計にかかる、やっぱりリサイクル可能な素材を使用するだけでは片手落ちというものだ、EPRの制度はとりあえず必用不可欠だと思うのです。

EPR開始後のソウル視察。何処もかしこも新しいビルになり、道路は車が走るもの、横断歩道も信号もなかなかお目にかからない、庶民的だった焼肉屋街がこぎれいな喫茶店などが立ち並ぶ一角になっていたりして、ソウルの急激な近代化にびっくりしました。ガイドさんの話では、庶民的な市場や地場産業部分にも変化の波が押し寄せているとか。飲食チェーン、スーパーやデパート、ホテルなどでのワンウェイ用品の使用規制もはじまって、官、民ともに「脱・使い捨て社会」にむかっていることが、よくわかりました。

[ソウル中心街]



韓国資源再生公社での質疑にもあるように、EPRでの「メーカー負担増」への対応として「国の環境を守る」「天然資源を大切に使う」に加えて循環型社会を担う未来型企業としてのイメージアップをはかることを大きく打ち出しています。今韓国は発展的な近代化をより進めようとする経済、社会の活気が感じられました。(しかし、空港や観光客相手のお店ではレジ袋は当然のようにくれました。)

[コンビニ (LG25) のレシート→レジ袋補償金が上乗せ]



私たちのまわりでは、EPRを導入すると商品の値段にその価格が反映されるのではないかと、値上げにつながるのではないかと、ということを心配する向きがあります。韓国においては特にそのようなことはなかったということですが、これは EPR制度に変わる前に韓国では、預置金制度(企業が予め一定費用を預け置き、自分で容器を回収処理した量に応じて預置金が返還される制度)があったため、すでに回収処理は企業で負担するという合意があり、制度が変わったからといって商品価格に影響がでることがなかったのではないかと推測しました。(預置金制度廃止の理由は、リサイクルの数値目標がないことや、実際の処理費よりも負担が安いことが問題だった)

「ごみ問題解決のための市民運動協議会」との交流。じつはこれを私は一番楽しみにしていました。何故って、昨年の11月、韓国の市民運動家で弁護士のパク・ウォンスンさんを招いたフォーラムで韓国の市民運動についていろいろ聞いていたからです。

「韓国の市民運動は何より活気がある。それは軍事政権と戦いながら民主主義をつくり上げてきた歴史と深い

関係がある。・・・環境運動連合といった強力な全国的市民団体は、政府の政策に大きな影響を及ぼしてきた。市民団体が国民の世論を集約・形成し、伝達する役割を行使している。」

専従スタッフの他に多くの学者が参加していて、こちらの質問にも専門的にきちんと対応してもらい、韓国におけるごみ問題解決のための背景やさまざまな活動が理解できました。

いただいた資料も日本語であったことにはびっくりするとともに、240団体を組織する知的で冷静、そして温かな人たちでした。「日本にもごみゼロにむけたよい法律をつくってください。そうすれば韓国でももっとよい政策提案ができる」という言葉に励まされました。日本においても全国レベルでのネットワーク型市民運動の展開が始まっていますが、市民発で社会を変えるための連帯のあり方はもっと学びたかったことです。

韓国ガラス瓶工業協会は、ソウルから車で1時間30分ほど南に行った天安市に廃ガラス再活用工場を建設中です。そこまで行く間、車窓からは田園風景が広がります。私たちが行く前日に降った雪の影響でビニールハウスが被害をうけ、ソウルでの野菜の値段がかなり上がったというのですが、なんとビニールハウスが多いこと。

あとで聞いたことによると、韓国でも米の減反を進めているのですが、日本では米を作らないということに補助金をだしたのに対して、韓国では施設園芸などの設備費用として補助金を出したみたいです。その結果いまだあまり作られなかったバラやイチゴなども積極的につくられるようになり、今や日本にも輸入されているそうです。野菜をたくさん食べる食文化を支えているのもこのハウスなのでしょう。南大門市場近くの屋台で売られていた大きなパックの立派なイチゴが印象的でした。

【南大門市場】



荻原ニ美 (東京マイコープ)

－韓国の廃棄物政策と実情は？－

韓国の廃棄物政策

今回の視察は、現在各生協が取り組んでいる「容器包装リサイクル法改正」実現へ向けて、韓国の政策と実情を参考にするという目的があった。

韓国の廃棄物政策は、廃棄物管理法のもとに「資源節約と再活用促進に関する法律」(1992 年制定)、「1回用品(使い捨て品)使用規制」「預置金制度」「廃棄物負担金制度」「空容器保証金(デポジット)制度」が設けられ、1999年には「1回用品使用規制」を強化するための改正、さらに2003年1月から「生産者責任リサイクル制度」が「預置金制度」に代えて施行されている。

ホテルやファーストフード店の使い捨て品を禁止する「1回用品使用規制」や有害・有毒・処理困難物の処理費用の一部を生産者に負担させる「廃棄物負担金制度」等も興味深かったが、「生産者責任リサイクル制度」と「空容器保証金制度」を中心に報告したいと思う。

生産者責任リサイクル制度

預置金制度が期待通り効果を発揮できなかった為、それに代えて拡大生産者責任(EPR)の考え方を取り入れた「生産者責任リサイクル制度」が新設された。EPRという言葉が市民団体のみならず行政・業界関係者からも当たり前のように口にされ、定着している様子だった。ワンウェイのガラスびん、金属缶、紙パック、PET ボトル、発砲スチロール他プラスチックの包装材、家電製品7品(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、パソコン、エアコン、オーディオ、携帯電話)、タイヤ、電池類など合計18品目が対象で日本より対象品目が多い。それぞれリサイクル率が品目毎に決められ、達成しないリサイクル費用の30%増しの賦課金を支払わなければならない。家電製品7品は日本と違い無償でメーカーが回収・リサイクルする。リサイクル方法も定められ、制限もついていると聞いた。

日本では、回収・運搬・保管・リサイクルの全費用のうちメーカー負担は3割で、残りの7割を地方自治体が税金で負担している(納税者負担)が、韓国ではメーカー負担分が7割、自治体負担分が3割で、段階的にメーカー全額負担へ移行していくとのこと。しかしメーカーはリサイクル義務量が多すぎると引き下げを求めているそうで、メーカー全額負担までは道が遠そうだ。

またソウル市の中間処理施設で見たPETボトル等の「資源」は、人手でごちゃまぜの中から分別されており、汚れて色もまちまちでリサイクルがうまくいっているのか疑問に思った。

空容器保証金(デポジット)制度

リユースのビールびん、焼酎びん、清涼飲料水のびんには保証金制度がある。回収義務量は容器使用量の80%だが、ビールびんは98%、焼酎は83%位の回収実績があるとのことだった。保証金は容器の容量によって、20~300ウォンまでで、びんを戻すと返される。返さない分はメーカーの懐に入る(儲けではないとのびん業界の説明があったが)。

4ヶ月前に発売されたPETボトル入りビールが人気で、すでにビールのシェアの10%を占めているとのことだった。政府のリユース優遇策は何も無いそうで、コンビニやスーパーの棚は、日本と同じ様に缶やPETボトル入り飲料がずらっと見事に並んでいた。

EPRとデポジットだけでリユース社会になるというのが幻想であることはドイツの現状でも明らかで、韓国でもリユースびんは年々減ってきているそうだ。使い捨て容器の使用に歯止めをかける施策、リユースびん優遇策が必要であり、その上で「拡大生産者責任」によって受益者負担で処理、リサイクルするということが重要だと感じた。



尾山陽子(神奈川ゆめコープ)

3月9日から11日までの3日間、韓国のソウルを訪れ、“ごみ問題解決”に向けた変革の状況を視察してきました。韓国では、1992年から飲食品、電池、タイヤに「預置金制度」を導入し、生産・輸入の際、企業から預置金を徴収し、回収量に応じて一部を返却するシステムが取られています。また、1995年の一回用品使用規制法により、レストランは使い捨てのカップ、皿、割り箸、スプーンの使用を規制され、スーパーはレジ袋を無料で提供できなくなりました。

さらに、2003年1月からファーストフード7社とコーヒーチェーン24社が、「1回用品を減らすための自発的協約」を結び、店内で使用する容器を使い捨てではなく、何度も使用できるものに変えました。テイクアウトには一定額を上乗せし、同じチェーン店に戻すと返金されるデポジット制を導入しています。

こうした一連の改革には、韓国の市民団体が大きな役割を果たしたと言われています。今回の視察に期待したのは、今、私たちが取り組んでいる「容器包装リサイクル法の改正を求める国会請願署名」運動の目指すべき姿を見つけることと、そのためにどのような活動をしたらいのかを韓国の市民団体から学ぶことです。

訪問先は3つ。1980年に設立された公的組織「韓国資源再生公社」では、韓国の環境に関する法体系や企業の責任を徹底する今回の法改正による企業側の反応などについて説明を頂きました。ビールや焼酎の空き瓶など再使用する特定のびんについては、空きびんの補償金制度がうまく機能し、回収率は90%になっているそうです。(義務化されているのは80%以上)それ以外の廃びんのリサイクルに関してはリサイクル率69%を目標にしているそうですが、その費用負担が重荷になっている企業からは不満の声も聞かれるとのこと。環境保護の視点から協力してもらえるよう説得しているそうです。

[公社並びの建物屋上には風車が]



「韓国ガラスびん工業協会」は廃ガラスびんの再活用のための流通構造を研究調査し、再活用の体系作りを促進しています。訪れた事務所の敷地には、回収された廃ガラスの選別工場が建設中でした。

そして一番注目していた「ごみ問題解決のための市民運動協議会」は、環境・女性・消費者などをテーマとした240ものNGOや市民団体からなる協議会です。これら

のネットワークを生かして政策提言や企業との調整に参画しています。

実際に巨大な埋め立て地や焼却炉建設の見直し、バッテリーの分別回収による再利用化などを推進しています。また、先に述べた「1回用品を減らすための自発的協約」においては、市民運動協議会が大きな役割を果たして、協約に結びついています。このように韓国の市民団体は、専門家も交えた多様なネットワークを通じて政策提言を行い、政治に多大な影響力を持っています。

しかし、現実には法改正後1.6%の茶色いPETボトル入りビールがコンビニで売られるようになったり、デポジット制度を導入したにも関わらずスターバックスのテイクアウト容器の返却がほとんどなかったり、と厳しい状況でした。やはり、痛みを伴う改革を市民一人一人の意識にまで浸透させるのは至難の業だと実感しました。

今回の視察ツアーでは、韓国の3R事情を知ることばもとより、他生協やびんネットの方たちと知り合えて、大変有意義でした。みなさま、大変お世話になりました。

【コンビニのPETボトル入りビール】



佐藤邦子(首都圏コープ事業連合)

「キムチ」「焼肉」「垢すり」というと『韓国』を思い浮かべる人は多いと思います。しかし「脱使い捨てがすすんでいく国」で『韓国』を思い浮かべる人はなかなか居ないのではないのでしょうか。

私達に取り組んでいる容器包装リサイクル法改正の署名活動をすすめる上でのポイントのひとつである「拡大生産者責任(EPR)」を徹底する法律「生産者責任再活用制度」が2003年1月施行されている事は、この視察の話があるまでは知りませんでした。韓国では、使い捨て

用品を「一回用品」と呼び、これに対し、リユース用品を「多回用品」と呼びます。韓国の関連する法律制定の簡単な流れは次表のとおりです。

法律	簡単な内容
1992年 廃棄物預置金制度 ＊廃棄物処理法が改正された	製造業者・加工業者・輸入業者及び販売業者から製品の回収及び廃棄に要する費用を徴収する一方で、自らの製品の回収及び廃棄を行なった事業者には、その回収・廃棄量に応じて一定の料金を払い戻す仕組みです。
1994年 資源の節約と再利用促進に関する法律	この法律の中で一回用品の使用規制が定められて何度か改正を重ねながら、ごみ減量に大きな効果を出しています。使い捨て用品である飲食店の紙コップや割り箸の使用が規制され、スーパーで渡されるレジ袋、ホテルの歯ブラシなどの無料配布が順番に禁止されました。
2003年 生産者責任再活用制度 ＊廃棄物預置金制度を補完・改善した制度	製品生産者や包装材を利用した製品の生産者にその製品や包装材の廃棄物に対して、一定量の再活用義務を付与して再活用するか、これを履行しない場合には、再活用に要する費用以上の再活用賦課金を生産者に賦課する制度です。

日本でも「資源の有効な利用の促進に関する法律」が施行されていますが、対象製品が限られていて、なかなか日常使い捨てになっているものまでの規制になっていません。

確かに日本はリサイクルは進みました。でもやっぱり大量生産、大量消費を変えていくためにごみの発生を減らす「リデュース」や繰り返しつかう「リユース」を優先させることしかないと思いました。個人的にはマイ箸やマイバックなどを実行していますが、今後も地道に心がけていくことと、3Rを推進する具体策(施策)について論議を重ね、検討をすすめていくことが重要な課題であると痛感しました。



韓国3R事情の視察という機会を得、単独では設定が難しい相手や場所を訪れ、話をうかがうことができ、短いながらも充実した視察でした。

韓国のEPR制度については、今回の視察の話があるまで、まったくもって無知であり、にわか仕込みの事前勉強ではあったが、日本の容り法改正運動をすすめるにあたって、多いに参考になるのではと期待して参加した。韓国資源再生公社での話では、EPRを徹底する制度改正は03年1月から実際に動き出したばかりで、その実績を評価するのはこれからということであった。

03年度は、施行前の実績と同レベルの目標計画値であったのを、04年度の目標値等の決定にあたってはいよいよ実質的に再活用量で5%upをめざし調整の最中ということであった。日本で、よくいわれる製品価格上昇による経済への影響という点は、実際の調査でも心配した価格上昇はなく、消費者の不満も出ていないということであった。今のところ「資源のない国」ということで国の政策への協力を業界に求め、理解を得ているが、韓国だけが、先行してEPRの徹底を求めていることには、経済界の不満もあるということであった。義務量を引き上げていく上では、日本が一步進んだ制度を実現することを期待するとハッパをかけられた。

この点は、「ごみ問題解決のための市民運動協議会」のメンバーからも「日本が先に進めば、韓国も追随する」という傾向があるので、是非、そのような中身をもった容り法改正をすすめてもらいたいという期待を述べられた。我々への気遣いという点もあろうが、先行事例に学ぶという点では、お互いに何が進んでいて、何が課題となっているのかを相互に学び合い、検証し合うことで、よりよい制度を実現したいものと感じた。

現地ガイドからは、ファストフードのデポジットはテイクアウトの場合高くなった感覚だけで、飲み終わった容器を持っていく人はあまりいないとか、実際の市民レベルの生活感覚も聞くことができ、それはそれで興味深かった。とはいっても企業の業や国を動かし、制度化にまでもっていく市民運動団体の人たちは、消費者として、市民としてこうありたいという社会を創り出していくために、何をすべきか冷静に分析し、連帯し、実行してきたそういった自信を感じた。我々も多に学ぶべきものがあると感じた。

新潟からのメンバーはソウルへ着く時間が遅いため、初日は「韓国資源再生公社」の訪問に合流できませんでした。新潟のメンバーは予めから交流がある韓国生協連合の人たちと、この日は意見交換をすることができました。

【最大16車線もあるソウル大通り】



2日目には日本からの参加者と合流し、「ごみ問題解決のための市民運動協議会」の皆さんと意見交換をしました。70、80年代からの民主化運動の流れを組んで、環境、消費者、市民運動などがごみ問題解決のためにネットワーク活動行なっている団体です。

昼から「韓国ガラス瓶工業組合」を訪問し金専務から概要をお聞きすることができた。日本にもおいでになって容り法の調査をされたという。自信をもったの説明はドイツをまねた法律を導入したことで、日本を反面教師としてでしょうか。ドイツ型の法律を導入する韓国は法律の施行後間もないこともあり、転換途中でした。問題としては、ガラスの生産量が横ばいで推移し、逆にペットボトルが増加傾向にあることでした。今後は政府に働きかけていくようです。しかし、方向としては仕組みをEPRに変え、ごみゼロに向かっていることでした。

最終の3日目は街へ出て、ごみの扱いがどうなっているか確かめることでした。アパート郡が並ぶ高級住宅のごみ(資源)置き場の観察は、とても人の気配も気になりました。日本と違い日に何度も回収されることなので、整理されていました。さらに、廃棄物の処理工場が、ソウル市内の公園の地下に作られているのは、とても以外でした。ここでは生ゴミ(資源)の処理ではなく、ペットと缶かどの廃棄物です。量がもともと少ないのか、臭いもあまり気になりませんでした。

最後のスーパーの見学では、買い物袋がないこと。当店舗でも学ばねばと自戒。韓国の市民運動団体が日本の徳島県上勝町「ごみゼロ宣言」の取り組みに注目していることは、今後のごみ問題解決の取り組みのキーワードになりそうです。韓国の運動にも学ぶところが多い視察でした。

【中間処理場地下3Fへ（一般ごみ圧縮所）】



田巻志保子（新潟県総合生協）

3月9日から11日の2泊3日、びん再利用ネットワークの会員生協のひとりとして、ごみ問題先進国の韓国を訪問する機会に恵まれました。韓国は、2003年1月に「資源の節約と再活用促進に関する法律」が改正され、ごみ問題の解決に向けた変革が進んでいるというので、大変興味を持って参加しました。

第一日目は新潟空港からソウル入りした私達は、あいにく成田、大阪、福岡からの参加者よりも2時間以上も遅く到着するため、一日目の訪問先の「韓国資源再生公社」を訪問することができませんでした。そのかわりに以前より交流のある韓国生協連帯の物流センターを訪問することができました。急成長を続ける韓国の生協を目の当たりにしました。しかしここではリユースびんの取り扱いとはほとんどされておらず、成長のスピードにごみ問題がついていけない現実を見ることになりました。

第二日目は9時より市民団体の代表の方を招いてのディスカッションでした。前もって質問を提示していたこともありすぐに終わるかと思いきや、双方から質問が相次ぎ、活発な意見交換の場となりました。

この市民団体は「ごみ問題解決のための市民運動協議会」といい、環境、女性、消費者などの分野を中心と

した韓国国内240ものNGOや市民団体からなる協議会で、これらのネットワークを生かして政策への提言や、企業との調整にも参画する力を持っている団体です。ごみ問題は政府と市民両方の協力が不可欠な問題であるという共通認識の上できめ細かな運動を展開し、その持続と監視運動も続けているそうです。

また共通する理念から「ごみゼロ宣言の徳島県上勝町」に注目されていました。

私が意外に感じたことは、そういう市民運動に生協が参画していないことでした。（エコ生協という小さな生協だけが参加）昨日の生協連帯を訪問した際に感じた急成長に配送で手一杯という現実から十分うなずけることではありましたが。

午後からは天安にある韓国ガラス瓶工業協会にバスで移動し、稼働前の新しい工場を見学し、専務理事よりお話を伺いました。この工場はメーカーが出資し、一回用品を再利用するために作られたもので、再活用促進、研究開発、再活用広報の3事業から構成されるそうです。日本のガラスメーカーやヨーロッパを見学し、その中で一番になるような会社をつくりたいと大変意欲的なお話でした。

上勝町ごみゼロ（ゼロ・ウェイスト）宣言

未来の子どもたちにきれいな空気やおいしい水、豊かな大地を継承するため、2020年までに上勝町のごみをゼロにすることを決意し、上勝町ごみゼロ（ゼロ・ウェイスト）を宣言します。

- 1 地球温暖化防止等、地球を汚さない人づくりに努めます！
- 2 ごみの再利用・再資源化を進め、2020年までに焼却・埋め立て処分を無くす最善の努力をします！
- 3 地球環境を良くするために世界中に多くの仲間をつくります！



平成15年9月19日
徳島県勝浦郡上勝町

大変な渋滞の中ソウルに戻り、夕食後の自由時間にホテルの近くのコンビニを2軒ほどまわってみました。というのも、韓国では最近1.6リットルのペットボトルのビールが発売されて大変売れているというので探しに行ったのです。

茶色のペットで価格は465円(翌日見学したスーパーの安売りでは350円)発売1ヶ月ですすでにシェアの10%というもうなずける安さです。ただしこのペットボトルがリサイクルに不向きで、EPRの対象からまれていて焼却処理せざるを得ないという問題の代物なのだそうです。また、レジでは袋が要るかどうか聞かれ、要るといって20ウォン(2円)の袋代を取られます。

第3日目はガイドの計らいでソウル市内の団地のごみ集積場を見学することができました。駐車場のすみに大きな分別用のゴミ箱が設置されていました。生ごみは毎日集めに来るので、各家庭では貯めずに一日に何度も出し、それらは家畜の飼料になるそうです。

その後、その分別されたごみを処理する施設の見学に行きました。ソウル市中区の「廃棄物処理工場」は町の真ん中の広い公園の地下にありました。このような施設は韓国でも先進的で、あちこちから見学に訪れているそうです。

周辺に大きなビル(店舗と住居)が新築中であったり、商店の多い立地であるため、夜8時から操業だそうです。中では集められたごみを人力で分別しており、分別されたペットボトル、発泡スチロール、ぼろ等が圧縮され、大きな塊となり再利用される工場へ搬出されるのを待っていました。また生ごみがないため、それほど悪臭はありませんでした。

韓国ではごみ処理＝焼却ではないことが、このような立地での処理センターが可能であると実感しました。今回の視察を通して、韓国ではごみ問題解決のために、市民、企業、政府が独自または互いに協力しあって取り組んでいるところを実際に見ることができました。

しかし、法律だけではごみは減らないこと、最後にはEPRを基本にした3Rを優先する市民の意識が大切であることを再確認することができました。そして、私たちが今取り組んでいる「容器包装リサイクル法改正署名運動」も、ただ数を集めればよいのではなく、なぜ改正を求めるのか、EPRとは？ 3Rとは？ を理解してもらうことが大切なのだとこのことをあらためて確信する旅になりました。

早坂悦子(23 区南生活クラブ)

空港について最初にしたのは「ここはデポジット制をとっている国」、ちょっと試しに飲み物を買って、その入れ物を返してみようと思いました。

残念！観光客用にはデポジットの説明が大変なので、容器を返してもその代金は戻ってきませんでした。(容器代は加算されていなかった。)日本の観光客にも啓蒙してほしかった！！

ゴミ箱は透明の箱で中が見えて、何を入れているのか分かるのでいいですね。分別はしていませんでしたが・・・



空港から見学場所へ向かうバスの中からの見える干潟、開発のためにその干潟は埋め立てられ、砂色に舞い上がる町の景色は次々と建物や道路が作られていきます。ガイドさんの話では、韓国は「今まさにバブル」、何故か懐かしい感覚と押し迫るような感覚がしました。韓国のお墓の話(丸く盛り上げたお墓はお母さんのお腹をイメージしている)や儒教としての考え方などを聞いて、近い国だけれども文化の違いを感じました。

大きな枠では、法律や条例が市民団体の運動や抗議によって制定され、実行されるスピードに驚きました。日本では、市民が陳情や請願、紹介議員などを通して、あの手この手で模索し、制定に向けて運動を作っていますが、市民団体と政府の関係の違いを感じました。

EPRの導入でも70%が企業負担となっていることは、今日本が目指している自治体負担を無くす方向としては羨ましいところです。韓国でも日本同様、市民の要望と言う理由(便利さ)でPETボトルが増えています。リサイクルとしての処理が増え続けていけば、企業負担金も膨大

になり、その時企業としてリサイクルではない道を選択し、デポジット金の使い道もはっきりしていかなければ、大変だろうなと思いました。

ビール、焼酎はリターナブルびんとして回っているようですが、減少の傾向にあり(日本もウイスキーや焼酎のびんがリターナブルから外れてきた。)、韓国ガラス瓶工業協会で作られているジュースのびんがワンウェイびんなのはもったいないような気がします。生活クラブのように同じびんで中身が違ふのだから、ぜひリターナルびんになればいいのと思いました。

今回感じたことは、現地で生活しているところ(ごみの出し方や販売店など)みると、事前学習では分からなかったことや見えないことが視察を通して実感することが出来ました。通訳される方がとても良く勉強され、数値的なことは分かりにくかったですが、細かいところは資料で参照できました。他生協や他団体の方々と一緒に出来たこと、おいしいキムチをたくさん食べられたこと、刺激的な3日間でした。あと少し国会請願に向けて、皆さんがんばりましょう。

【林立する高層マンション(韓国ではアパートと呼称)】



増田和美(神奈川ゆめコープ)

－韓国のNPO活動－

今回のツアーに参加した一番の目的は、韓国のNPO活動に非常に興味を持っていたからでした。実際に会ってお話を伺い、どのような気づきがあるか楽しみにして参加しました。

87年の民主化運動により「大統領直選制」を実現後、民主化運動から市民運動＝NGO が分岐して発展してき

た経緯があるようです。(市民運動を NGO と呼び、韓国では市民運動と NGO は同一なものをさしているとのこと。NGO というと国際活動をおこなう団体のイメージの強い日本とは、異なっている。)

民主化運動は、労働者・農民・学生の大衆運動を土台とし、共通経験を持っているため、特定テーマを焦点として活発なネットワークによる活動で、行政や企業に対して拮抗力を持たなければならないということが慣習化しているそうです。

問題解決のための施策や法制度が、骨抜きでなく整備されるためには、政治の世界にインパクトを与える市民社会側の拮抗力、連帯の力が必要ですが、提言内容の政策化・制度化の獲得目標に向けてパフォーマンスを最大に発揮する韓国 NGO の力は、日本と決定的に違うと思われました。こういう力を、私たち日本人は、どのように身につけたらよいのだろうか。(民主化運動などしてこなかったし) 日韓市民社会を対比して、韓国では、選挙と政治・政策提言・女性などが強いことがうかがえます。(ちなみに日本は、消費者生協・市民活動制度・福祉などが韓国より強い)

「ごみ問題解決のための市民運動協議会」KZWMM(コレア・ゼロ・ウェイスト・ムーブメント・ネットワーク)は、環境・女性・消費者などの分野を中心とした 240 もの NGO や市民団体からなる協議会で、これらのネットワークを生かして政策提言や企業とのコーディネイトをおこなっています。

2002 年 10 月ファーストフード 24 社とコーヒーショップチェーン 7 社は「1 回用品使用削減のための自発的協約」を結び、これをコーディネイトし、店内で使用する容器を使い捨てではなく、何度も使用できるもの(多回用品)に変えました。テイクアウトには一定額を上乗せし、同じチェーン店に戻ると返金されるデポジット制を導入しています。以後法制度(資源の節約と再活用促進の法律)として義務化されてきました。(こういう事、私たちもできそうでしょうか? できそうな気がします。)

「容器包装リサイクル法の改正を求める国会請願署名」の運動は、韓国の市民団体から学んだ事とは大いに異なり、私たちは、まず政治家(特に現政権担当政党)に対して、ごく日本的な根回しを重点的におこなわなければなりません。(ノウハウありませんが。)

しかし、神奈川ゆめコープは 50,000 筆を集約するために、容り法の矛盾点を含めた改正の意義について、業務終了後の 6 センターで配送スタッフ向けの学習会を、各センター 2～3 回(計 15 回程)実施して取り組みました。

理解と協力を得るために努力した職員や協力会社スタッフの働きを無にしないためにも、紹介議員獲得と採択に向けた行動をしっかりと取り組んでいきたいと思っています。

それにしても、どこに行っても豊かな国はごみがいっぱいです。韓国の NGO のような力を持てるようにみなさんががんばりましょうね！大変お世話になりました。
「ごみ問題解決のための市民運動協議会」リーダーのキム・ミーファさんは、背の高い女優さんのような美しい人で、カリスマ性のある魅力的なひとでした。

【手前の女性が金美化さん、隣が通訳の朴喜蓮さん】



山本義美 (生活クラブ連合会)

みなさま、たいへんお疲れ様でした。構想からまとめの報告書発行まで、およそ一年。もう少し時間的に余裕があればよかったと反省しておりますが、それでも直接、見て、聞いて、感じ、考えたことがたくさんありました。

まず、ひとつは、「ガソリンが日本よりも割高であること」などから、電気を大量消費するアルミ缶が少ないのではないかと。そして、「預置金制度の時代から処理費の内部化が進んだため、相対的に循環コストが低い（収集費用が安い）“紙パック”にシフトしているのではないかと。ところが、「利便性により、（ナイロンコーティングしたため）リサイクルに不向きなPETボトル入ビールが急伸長しているのではないかと」ということです。

ドイツでも、デポジットの強制適用により、流通業界に大きな混乱が生じていると言われています。確かに韓国の取り組みには学ぶべき点がたくさんありますが、残された課題もきちんと見えました。

日本にあって韓国にないものの代表例としては、びん

再使用ネットワークのようなリターナブルびんの普及活動ではないでしょうか。限られた訪問時間ではありましたが、韓国の方からは、LCA的考察に関する発言はなく、リコースにより、ごみ問題だけでなく、他の環境負荷（CO₂やNO_xやSO_x、水資源等々）を減らすという視点は弱い感じがしました。

資料でわかったことですが、韓国でリターナブルびんにデポジットを採用した場合に、販売店ごとに引き取ったり、引き取らなかったり、返すお金が違っていたりするそうです。また、デポジットを採用した場合には、卸業者や小売店に運営費が付与（公社からお金が補助）されます。KZWMNの皆さんも、持参した“軽量強化したリターナブルびん”に、とても注目していたことは特記されます。

さて、容器包装リサイクル法改正のための請願署名の運動は6月で一段落となります。が、政府や政党の動きも見えてきました。法改正のためには次のステップも大変重要です。

ただし、法改正といっても、単純に自治体と企業の費用負担の見直しだけでは、韓国のように紙パックにシフトする懸念が強くあります。リターナブルびんの普及のためには、EPRを超える政策が必要です。また、今後は少子高齢化が進むため、ますます容器包装は小型化します。ところが、LCAで考察すると、単純な小型化はごみを増やし、環境負荷を増大します。こうしたことから、ごみを減らすための制度に変える必要があるのです。

さあ、お隣の韓国に負けずに、署名に賛同いただいた大勢の市民の力をあわせ、“ごみを減らす”“繰返して使う”を優先する、改正市民案をつくりましょう。

【韓国資源再生公社での記念撮影】



☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

日本と韓国の一般廃棄物データ比較

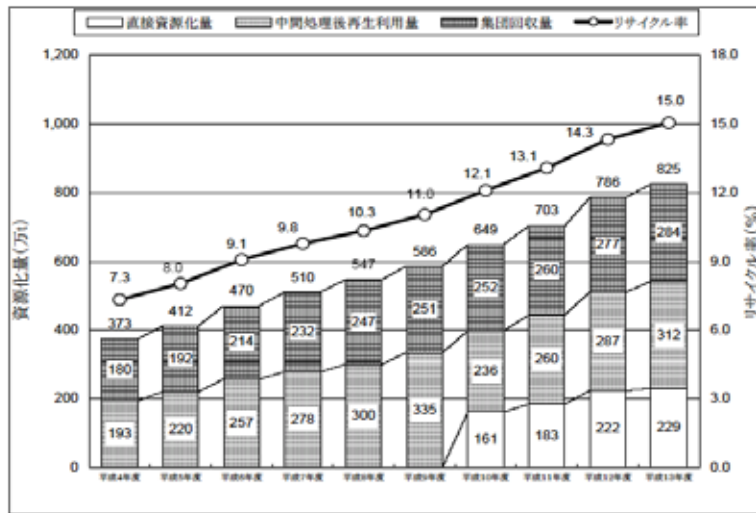


図-7 総資源化量とリサイクル率の推移

[日本環境省ホームページより]

*日本全体では、一般廃棄物(家庭ごみ)のリサイクルが進み、容器包装リサイクル法の制定された1995年当時、資源化率11.0%だったものが、2001年度には15.0%までアップ(150%UP)した。

*このため直接、埋め立てる最終処分量は減らすことができた。

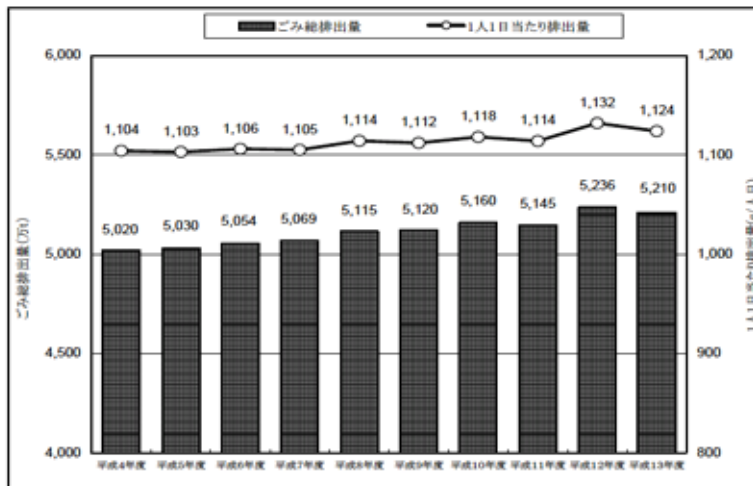
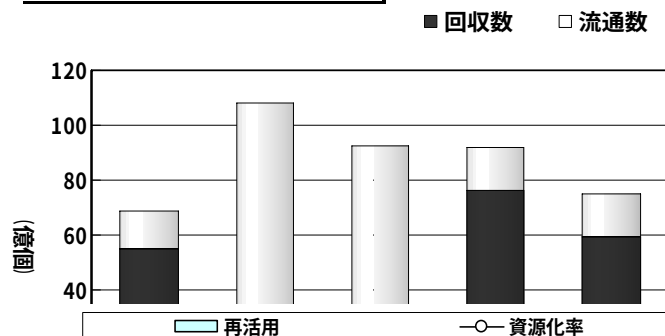


図-1 ごみ排出量の推移

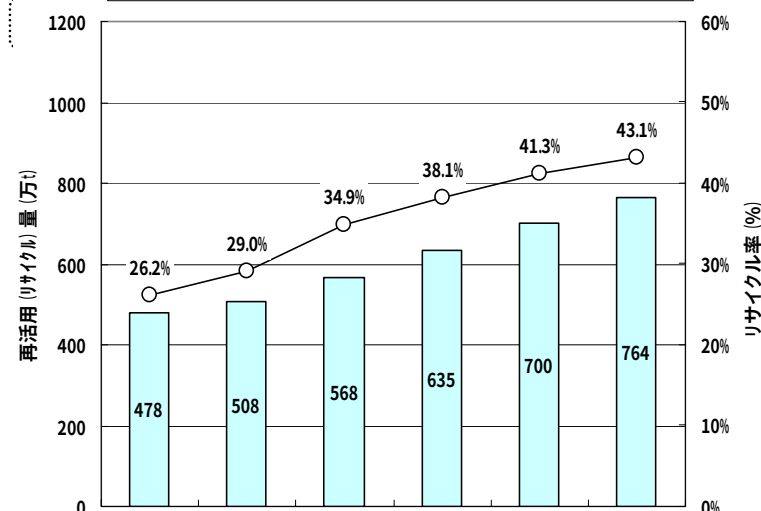
*ところが、リサイクルしなければならぬ資源ごみを含めたトータル数値で見ると、日本のごみは減らないどころか、わずかずつ増えてしまっている。2001年度の国民一人一日当たりの排出量は、1,124g/人日である。

日本・500ml換算容器別廃棄数1998



*左の容器別廃棄数は、全国地球温暖化防止活動推進センター「リターンナブル化試算プロジェクト」調べによる、1998年度500ml容器換算の推定流通数に基づく。

*日本の国民一人当たりでは
→345個/人年の容器を廃棄していることになる。



[韓国 2003 環境白書より]

*2001年度の資源化率は43.1%で

日本の約 3 倍である。

＊自治体収集、集団回収、企業回収等の内訳は不明だが、韓国では EPR 制度等だけでなく、生ごみの資源化も進められているため、資源化率が高いのではないかと考えられる。

＊90 年代の預置金制度や廃棄物負担金制度により、98 年度には国民一人当たり排出量を 963g/人日まで減量化した。

＊ところが、その後少しずつごみが増え始めたため、次なる対策として EPR 制度が定められたのではないかと想定される。

＊新しい EPR 制度の効果は、まだ具体的数値としては把握できていないが、韓国は明らかにアジアの環境先進国といえる。

＊左は、韓国ガラス瓶協会制作の市民向 PR ビデオの一コマ。

＊韓国の国民一人当たりでは
→222 個/人年の容器を廃棄していることになる。

＊尚、韓国の金属缶はほとんどスチール缶 (1997 年当時のアルミ缶は比率 6%) で、容器全体では紙パックの比率が高い。

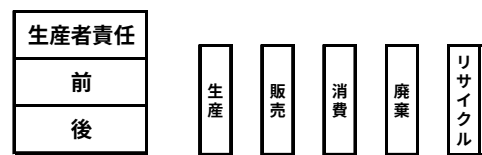
韓国資源再生公社・英文提供資料和訳

I. 拡大生産者責任

1. 概要

拡大生産者責任とは、生産者がリサイクルの義務を負うことで製品の寿命が終わるまで責任をもつことである。生産者の責任は主に環境的に責任のある製品の開発に限られている。新しい

EPR 制度では消費の次の段階を見据え、生産者により広域にわたる責任を課している。



リサイクルの法的な義務は生産者にあるものの、さまざまな責任は、消費者、地方自治体、中央政府といった製品の寿命に関わるあらゆる関係者に共有される。

EPR に横たわるコンセプトは、製品の素材とデザインを決定する生産者が、率先的な役割を果たすということである。

EPR はヨーロッパ、南アメリカ、そしてアジアのいくつかの国で急速に認知されつつある。

この制度は韓国にとっては、必ずしも全く新しいものというわけではない。生産者責任に基づいたデポジット制度が、1992 年から施行されているからだ。

2003 年1月1日から EPR 施行

しかしながら、フィルム包装材や蛍光灯への EPR は 2004 年から、オーディオ機器や携帯電話は 2005 年からとなっている。この状況が、まだリサイクルには完全に適していないからである。

2. それぞれに求められる役割

消費者 (居住者)	◎リサイクル可能な製品の分別 一分別マークに基づいて包装素材ごとに分別 ＊牛乳パックを含む紙容器やプラスチックトレイも分別する
地方自治体	◎リサイクル可能な製品の分別 ◎地域住民への広報活動 ＊プラスチック容器や牛乳パックも分別する
生産者に責任を負う中央政府(環境部)	◎リサイクルの義務を負わせる ◎法律の改正と制度の運営 ◎必須リサイクル量に関する製品ごとの年度集計と義務の賦課
KORECO(韓国資源再生公社)	◎生産者責任団体(PRO) 設立の承認、KORECO の管理 ◎推進計画の受理と認証など EPR 実施に関する総合的な監督

3. リサイクルしなければならない製品と容器

4種類の容器(紙パック、金属性容器、ガラス容器、合成樹脂でできた容器)と5種類の製品(タイヤ、潤滑剤、バッテリー、電気機器、蛍光灯)を含む 18 品目

[リサイクルしなければならない容器]

A 容器の種類	B 製品のタイプ
○紙パック	○飲食物
○金属性容器	一食品法に基づく

- ガラス容器
- 合成樹脂でできた容器
- 一精肉、牛乳、卵製品は家畜処理法に基づく
- 農産物、海産物、家畜製品(生もの製品)
- 洗剤
- 化粧品、ペット用のシャンプーとリンス(ガラス容器は除く)
- 医薬品など
- ブタンガス
- 殺虫剤
- 電気機器及びバッファ

＊B に含まれる製品の包装材として使われるものは A に含まれるものの範囲である。

[一般的な適用基準]

○リサイクルの対象となる容器

一消費者に使用される目的で作られ、B に該当する容器と包装材

例) ビニール包装されて1セットになっている2本のごま油が、ビニール製の買い物袋に入れられてスーパーまで届けられる。その際、ポリプロピレンを使って固定され、さらに包装されている。この過程で使われた包装材は、すべてリサイクルすべきものである。

○リサイクルの対象とならない容器

一輸出用製品の容器

一研究目的のために研究機関などで使われるサンプル製品の容器

一塗料容器、農業用の化学物質容器、A に含まれるけれども B の目的には含まれないビニール袋

一B の目的でも A には含まれない紙箱、陶磁器、木材

一消費者は使わず、供給者が再生する飲料運搬用の箱

一販売の時点で製造者ではなく販売者によって支給される買い物袋や包装材

○リサイクルの対象となる製品

- バッテリー：一水銀入りのバッテリー、酸化した銀色のバッテリー、ニッケル-カドミウムバッテリー、リチウムバッテリー
- タイヤ
- 潤滑剤
- 電気、電子機器
- 一テレビ、冷蔵庫、洗濯機(家庭用)、エアコン(カーエアコンは除く)、一PC(モニターとキーボードを含む)、オーディオ機器、携帯電話(バッテリーと充電器を含む)
- 蛍光灯

＊廃棄された製品それ自体もリサイクルの対象となる

○バッテリーを内蔵した製品

1. 計算機と電子手帳
2. かみそり、バリカン、脱毛機器
3. ポータブルライト
4. 電信電話及び電信電話通信機器
5. 無線電話及び無線通信機器
6. カメラ
7. 腕時計
8. 子供用玩具
9. 娯楽用品及び室内ゲーム機器

4. リサイクルの対象となる産業

○製品：製造業者と輸入業者はリサイクルの対象となる
(輸入と輸出の量に関わらず)

○容器

産業の形態	量
1. 紙パック、ガラス容器、金属容器、合成樹脂を使った容器を使用している飲食物、洗剤、化粧品、医薬品の製造業者と輸入業者	年間売り上げ1000万ドル以上の製造業者、および年間輸入量300万ドル以上の輸入業者
2. トレーなどの包装容器で合成樹脂を使っている農産物、海産物、家畜製品の販売者と輸入業者	年間売り上げ1000万ドル以上の製造業者、および年間輸入量300万ドル以上の輸入業者
3. PSP、PET、PPなどの素材を使ったその他の容器	年間売り上げ1000万ドル以上の製造業者、および年間輸入量300万ドル以上の輸入業者
4. パックとしてEPSを使った電気電子機器の製造業者や輸入業者	年間売り上げ1000万ドル以上の製造業者、および年間輸入量300万ドル以上の輸入業者
5. 包装にPSPを使って農産物、海産物、家畜製品用の容器をデザインする製造業者と輸入業者	年間売り上げ1000万ドル以上の製造業者、および年間輸入量300万ドル以上の輸入業者

備考：

- 1番で“合成樹脂を使った容器”とは、製造の段階から中身と一緒に配達・輸入され、商標のついている容器を指す
- 2番で“販売者”とは、商標を有した農産物、海産物、家畜製品を配達したり販売したりする者を指す
- 3番で“トレーや容器を含むその他の容器”とは、単にラップでくるんだりふたをした程度で配達・販売されるものを指し、農産物、海産物、家畜製品の販売者や輸入業者、および飲食物の輸入業者によってリサイクル義務が狭められたものを除く
- 5番で、5節にある農産物、海産物、家畜製品は、商標がついている製品を除いたものである
- “年間売り上げ”とは、外部監査を受けた企業会計と一致する利益と損失を指す。または会計上の法律に基づいた財政報告で述べられた年間売り上げを指す
- “年間輸入”とは、CIF 基準に基づいた年間輸入を全て足した量をいう

5. リサイクル義務の手順

○システムの流れ

リサイクル義務の遂行
—生産者は以下の方法によってリサイクルの義務を負う
①自らリサイクルする
②リサイクル業者と契約する
③生産者責任団体 (PRO) に加盟し、負担金を払う
—KORECO に履行計画を提出後、許可を得てリサイクルする

必須リサイクル量の賦課

—製品と容器の製造業者にリサイクル義務を賦課する
—地方自治体などがリサイクル可能な物について分別回収の量を告知する
—環境相が分別回収の量を考慮して、製品ごとに年間必須総リサイクル量を知らせる

制裁措置

—果たされていない分のリサイクルは年度末に手数料を徴収
①リサイクル義務を守れなかった生産者や生産者責任団体 (PRO)
—リサイクル手数料＝(未履行の必須リサイクル量×リサイクル標準費用×リサイクル費用計算指数)＋課徴金
*課徴金は未履行のリサイクル量の30%まで、段階別の比率票によって課される

6. 作業の流れ

リサイクル義務の履行	期間	備考
前年の製品および容器の配達記録を提出 (生産者から KORECO へ) ↓ 製品ごとの必須総リサイクル量を通知 (環境相) ↓ 履行計画を提出 (PRO や生産者から KORECO へ) ↓ 履行計画の承認 (KORECO が PRO や生産者に対して)	3月31日まで 9月30日まで 11月30日まで 12月31日まで	付 属 様 式1 付 属 様 式10 付 属 様 式12
リサイクル義務の履行	履行年	
リサイクル義務の履行報告を提出 (PRO や生産者から KORECO へ)	翌年の3月31日	付 属 様 式13
リサイクル義務の履行調査 (KORECO がリサイクル業者に)		
リサイクル手数料の支払通知 (KORECO が PRO や生産者に)	翌年の6月15日	付 属 様 式2
リサイクル手数料の支払 (PRO や生産者が環境関係の特別会計に)	翌年の7月15日	

7. リサイクル手数料の計算

(未履行の必須リサイクル量×リサイクル標準費用×リサイクル費用計算指数)＋未履行量に応じた課徴金

<リサイクル製品と包装に関する標準費用>

製品	形体と標準量	標準費用 ウォン/kg
1. 飲食物、洗剤、化粧品、医薬品、ブタンガス、殺虫剤	A. 紙包装	165
	B. ガラスびん	34
	C. 金属製品	
	(1) 鉄製容器	87
	(2) アルミニウム容器	151

	D. 合成樹脂包装 (1) P E、P P、P S、P S P、 Polyacrilic、ABSなど (2) P E T包装 (3) E P S包装 (4) P V Cの単一あるいは合成素材包 装 (5) 合成樹脂包装 (合成素材包装を 除く)	327 178 317 981 467
2. 電気、電子機器 用のバッファ、農産 物、家畜製品の箱	単一の合成樹脂包装	317
3. バッテリー	A. 水銀を含むバッテリー B. 酸化した銀バッテリー C. Ni-Cd バッテリー D. リチウムバッテリー (初期バッテリ ー)	39.6 35.5 0.78 0.8
4. タイヤ	タイヤ	30
5. 潤滑剤	潤滑剤	20
6. 電気、電子機器	A. テレビ B. 冷蔵庫 C. 洗濯機 D. エアコン E. パソコン F. オーディオ機器	165 131 122 89 165 194
7. 蛍光灯	蛍光灯	143

※備考

- ふたが取り外せるガラスびんの標準リサイクル費用は、取り外しできないものの2倍
- ふたが取り外せる金属容器の標準リサイクル費用は、取り外しできないものの2倍
- 容器の重さは、素材の質に関わらず、ふたやキャップなどの部品も全て含めて計算される
- 合成素材容器とは、1つ以上の合成樹脂や塗装されたり結合されたりしたあらゆるものを指す
(紙素材は合成樹脂に含まれる)
- 潤滑剤は内部燃焼エンジンやギアのためのもの

未履行の必須リサイクル量における課徴金の割合

未履行のリサ イクル義務率	5%以下	5%以上15% 未満	5%以上 30%未満	30%以上
課徴金	リサイクル費用 ×単位×未 履行の必須/ サイクル量× 15/100	リサイクル費用 ×単位×未 履行の必須/ サイクル量× 15/100	リサイクル費用 ×単位×未 履行の必須/ サイクル量× 15/100	リサイクル費用 ×単位×未 履行の必須/ サイクル量× 15/100

II. 飲料容器のデポジット制度

1. 概要

リサイクルできる容器にデポジットをつけ、変換したときに換金できるようにすることで使用済み容器の回収と再利用を推進する。
潤滑な循環的運用のために、卸業者や小売業者に運営費を付与する。

KZWMN提供・韓国語資料より和訳抜粋・リサイクル関連法制度の概要と問題点

1. 空きびん保証金制度 (1985 年施行)

▲目的

ガラスびんを利用する消費者に一定の金額をデポジットさせた後、消費者がガラスびんを返還するとデポジット金を返してもらう仕組みである

2. 制度の対象となる種目

2つのタイプの製品

- アルコール飲料 (一発酵飲料、一蒸留飲料)
- 清涼飲料水

空容器の量に占める返済金と運営費の割合

種目	量	容器返済	運営費
アルコール飲料 清涼飲料水	190ml 以下	20 ウォン/本	5ウォン/本
	190ml 以上 400ml 以下	40 ウォン/本	13ウォン/本
	400ml 以上 1000ml 以下	50 ウォン/本	16ウォン/本
	1000ml 以上	100—300 ウォン/本	20ウォン/本

3. 作業の流れ

履行プランを提出 (11 月の終わりまで)
履行計画の承認 (30 日以内)
飲料容器の換金 (飲料容器の回収)
履行報告書を提出 (翌年3月の終わりまで)

※ 拡大生産者責任の流れと一致 (昨年の配達記録の提出が履行計画に置き換わったことを除く)

4. 必須リサイクル率

デポジット対象となる飲料容器の必須リサイクル率は、前年に使われた飲料容器の 80%を超える

5. 飲料容器の変換価値

種目	標準量	換金
アルコール飲料 清涼飲料水	190ml 以下	20 ウォン/本
	190 以上 400ml 以下	40 ウォン/本
	400 以上 1000ml 以下	50 ウォン/本
	1000ml 以上	100—300 ウォン/本

年間に廃棄されるガラスびんの率

(単位: トン)

	2000	2001	2002	2003 (予測)
総配達量	日付なし	439,916	504,916	日付なし
総リサイクル量	271,210	286,508	284,850	280,000
リサイクル率		65.1	56.4	

年間に廃棄されるガラスびんの必須リサイクル量

- 2003: 298,798 トン
- 2004: 313,284 トン

る。

すなわち、びん製品の販売価格にビールびん及び飲料びんの場合 50 ウォン、焼酎びん 35 ウォンの保証金を含ませ、使用後空きびんを販売店に返還すると返してもらうようにしたものである。

現在はすべてのびんを対象とせず、全体ガラスびんの中 35%程度を占めている飲料びん（1988 年から実施）及び酒類の一部製品に限って実施している。

空きびん保証金制度の実施で再使用びんの場合、回収後 13 から 15 まで再使用可能になった。

▲空きびん保証金制度を活性化するための方法

- ① 保証金をより高く設定し、消費者が表示されている保証金を確実に全額返してもらうように規制を強化すべきである。
- ② 回収主体である販売店は返還された再使用びんを商店の狭い空間に置くことが不便であるため、消費者に対する払い戻しを喜ばないし、払い戻ししない場合もある。従って、びん製造業者及びびん容器使用業者が販売店に公式的な収集料を支給することで積極的な払い戻しを手伝う。
- ③ 現在再使用ガラスびんだけに適用しているのを他の品目まで拡大実施すべきである。（例：アルミニウム缶など）

＜表 2.1-1＞空きびん保証金制度の現況

区分	酒類びん	飲料水びん
保証金 及び 回収価格	500ml 未満: 35 ウォン以下 500～1ℓ: 50 ウォン以下 1ℓ: 100 ウォン以下	190～300ml: 40 ウォン 300～640ml: 50 ウォン 640～1ℓ: 60 ウォン 1ℓ 以上: 80 ウォン
財源負担	酒類製造業者	飲料水製造業者
主管部署	国税庁（酒税法）	保社部（食品衛生法）
実施時期	ビール（85 年 8 月） 焼酎（85 年 12 月） 果実酒&一升びん（91 年 8 月）	88 年 10 月

2. 廃棄物預置金制度（1992 年 1 月 1 日施行）

▲内容

廃棄物の回収・処理に必要なとされる費用を容器利用業者が国会に預置し、製品が消費された後、排出された廃容器の回収時に、お金を返す経済的誘引方式のリサイクル促進制度である。

▲関連法律：資源の節約とリサイクル促進に関する法律

▲預置金制度の問題点

- ① 預置金の返還率が低い
→返還されない預置金が廃棄物の回収や処理費用に使われず、資源再生公社の運営費などに包括的に使われる。
- ② 預置金品目の選定に問題がある
→預置金付加対象に含まれるべき品目の中でも相当の種類が付加対象から除外されている（プラスチック製品の中、ヨーグルトやシャンプーの容器などリサイクル可能な容器、冷蔵庫やガスレンジなどの家電製品、廃自動車、パソコンなどが付加対象から除外されている。そしてアルミニウムなどリサイクル可能性が高い容器は保証金制度に統合すべきである）
- ③ 預置金制度の徴収
→返還手続が複雑である低いリサイクル技術、回収体系の不完全性など、リサイクル市場が遅れているため、再生製品の価格競争力が劣っている。従って、企業は廃棄物の回収・処理・リサイクルよりは自然資源を利用しようとする。

＜表 2.2-1＞預置金及び返還預置金の算出基準

品目	種類別及び規格	料率および金額（1 個）
1. 飲食料 類、酒類、医 薬品、ブタン ガス製品	A. 紙パック ・250ml 以下 ・250ml 超過	0.3 ウォン 0.4 ウォン
	B. 金属缶 ・蓋がついているもの ・蓋が分離できるもの ・ブタンガス容器	2ウォン 5ウォン 5ウォン

	C.ガラスびん ・100ml 以下 (医薬品に限る) ・350ml 以下 ・350ml 超過	15 ウォン 2 ウォン 3 ウォン
	D.PET ボトル ・500ml 以下 ・500 超過～1500ml 以下 ・1500ml 超過	4 ウォン 5.5 ウォン 7 ウォン
2. 洗剤類	A.PET ボトル ・500ml 以下 ・500 超過～1500ml 以下 ・1500ml 超過	4 ウォン 5.5 ウォン 7 ウォン
3. 電池	A.水銀電池	120 ウォン
	B.酸化銀電池	75 ウォン
4. タイヤ	A.大型	450 ウォン
	B.中・小型	130 ウォン
	C.二輪車用	50 ウォン
5. 潤滑油	潤滑油	50 ウォン (1ℓ)
6. 家電製品	A.テレビ	38 ウォン (1 kg)
	B.洗濯機	38 ウォン (1 kg)
	C.エアコン	38 ウォン (1 kg)
	D.冷蔵庫	38 ウォン (1 kg)

3. 廃棄物負担金制度 (1994 年施行)

▲ 目的: 国家の環境投資財源の確保

▲ 内容: リサイクルが難しく廃棄物管理上問題を招く可能性がある製品、材料、容器の製造業者または輸入業者に関連廃棄物の処理に必要なとされる費用を毎年負担させることで廃棄物の発生抑制を誘導する。

▲ 負担金制度の問題点

① 品目選定の問題

→化粧品容器の場合、ガラスびんだけを対象とし、プラスチック容器が抜けている。その結果、ガラスびんの代替容器である合成樹脂容器の使用が急激に増加した。ガラス・金属・合成樹脂化粧品容器間の負担金納付金額の差異のため容器の代替及び特定廃棄物の排出増加現状が現われている。これは外国の合成樹脂使用規制及び禁止と相反する政策的過失である。

② 料率の問題点

→同じ負担金品目であるとしてもリサイクルの容易性と環境に与える影響が異なるためこれを十分に考慮して料率を適用すべきである。

③ 免罪符役割

→年間 100 億ウォン以上を負担している合成樹脂原料生産者は廃棄物処理費用をすでに負担したため消費後排出される包装廃棄物の減量やリサイクルに対しては免罪されたと思う傾向がある。従って廃棄物の減量、回収及びリサイクルのための技術開発に努力しない傾向がある。

<表 2.3-1> 負担金の算出基準

品目	種類別及び規格	料率及び金額 (1 個)
1. 殺虫剤及び有毒物製品	A.殺虫剤:500ml 以下/500ml 超過	7 ウォン/16 ウォン
	B. 有毒物容器 500ml 以下/500ml 超過	6 ウォン/11 ウォン
2. 化粧品	A.ガラスびん:30ml 以下 30 超過～100ml/100 超過	1ウォン 3ウォン/45ウォン
	B.金属容器 噴射形金属容器/その他金属容器	8ウォン/4ウォン
	C.プラスチック容器	0.7 ウォン
3. お菓子製品	3種類の材料を使用した複合材料容器類	6 ウォン
	4種類以上の材料を使用した複合材料容器類	12 ウォン
4. 電池	リチウム電池、ニッケル電池 カドミウム電池	2 ウォン
5. 浮動液	浮動液	30 ウォン (1ℓ)

6. 蛍光灯	低水銀蛍光灯/その他蛍光灯	6 ウォン/8 ウォン
7. ガム	ガム	販売価の 0.27%
8. 使い捨て オムツ	使い捨てオムツ	12 ウォン
9. 合成樹 脂	ポリエチレン/ポリプロピレン/ポリス チレン / 塩化ビニル樹脂 /A.B.S/A.S 樹脂など	販売価の 0.7%
	ポリアセタル	販売価の 0.35%
10. タバコ	タバコ	4 ウォン (20 個当

4. 再使用容器の使用を拡大するための制度の導入

(※事務局注：現行制度ではなくKZWMNの提言)

▲特定容器 (使い捨て容器) の使用規制及び条件付許可

多くの国で特定容器の使用を禁止しているまたは禁止のための推進策が検討中である。韓国では関連企業や消費者の環境意識、そして廃容器の環境性に対する不確実な判断でまだ実施されずにいる。しかし、長期的にみると、リサイクルを促進するためにはこの制度の導入を慎重に検討する必要がある。しかし、市場原理に基づいた経済的誘引制度を通じて抑制することがまず望ましいと思われる。

特に牛乳容器のように家庭から直接回収できる場合は必ず再使用容器を使用するようにすべきである。そしてびん製造業者及び使用者に一定な比率で再使用可能な容器を使用することを義務つける方法を積極的に検討すべきである。

▲再使用容器義務化 (or 経済的インセンティブ提供法)

飲料容器のリサイクル率を向上させるためには、まず国が飲料容器別にリサイクル率の目標を設定して、目標達成によるインセンティブ制度を運営すべきである。

リサイクル時、経済的価値がとても高いアルミニウム缶とスチール缶のリサイクル率は高く適用して、ペットボトルと合成樹脂容器も一定比率の義務の適用を受けるようにする。

経済的インセンティブ制度の方法として、例えば預置金の払戻額を累進的に高く設定するまたは預置金の料率を低くする方法がある。また、指定された目標年度に達成できなかった飲料容器に対しては預置金や付加金料率を上げる方法である。

▲類似製品に使用される再使用容器の規格化

現在は製造業者別または製品別に違う種類の容器を使用しているため廃容器の回収が難しく再使用率も低い。従って国内用製品に対して製造業者に関わらず類似製品の関する企画を2～3種類に規定して製品を販売すれば、廃容器の回収が容易になるだけでなく、他の会社の製品の廃容器も回収及び洗浄して自社の製品として販売できるようになり廃容器の再使用率を確保できるようになるのである。

▲容器材質の単純化

複合材質を使った容器はリサイクルが難しい。従ってリサイクルしやすくするため容器の材質を2～3種類以下に制限して、容器の材質外にも製品についている蓋、商標、その他の広報物も規格化すべきである。

▲再生事業者の土地利用に関する金融・税制度支援

- ①リサイクル団地形成
- ②工業立地法などで特例認定
- ③特別減価償却費率を適用
- ④収集業及びリサイクル業・再使用業に対する減税
- ⑤設備投資支援金融・融資

▲ワンウェイ容器と再使用容器の年間適正使用比率提示

政府は先進国のように一回用容器使用の抑制のために積極的に努力すべきである。ワンウェイ容器と再使用容器義務使用・販売ガイドラインを法で定め、年度別に再使用容器使用を増加させ一回用容器使用の減少を誘導すべきである。(お酒類、飲料、水、牛乳など)

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

佐 仙紫遂 革鬪人滴

★★

持醢適郡持漠尻杯嘯

疑龜持漠

呪龜映 CO-OP 紫穰尻杯

益鍵 CO-OP 尻杯

持漠尻杯嘯 徹虞軒

艦戚亞展薄曾杯持漠



(文字は合成)

2004年6月発行

びん再使用ネットワーク

〒160-0022 東京都新宿区新宿 6-24-20 シグマ東新宿ビル 6F
Tel03-5285-1883 Fax03-5285-1839
<http://www.alpha-net.ne.jp/users2/binnet>

この報告書は古紙配合率 100%の再生紙を使用しています